

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

国際社会の懸命の努力にもかかわらず、ロシアは2月24日にウクライナへの侵略を開始した。

このことはウクライナの主権及び領土の一体性を侵害しており、国際法上の深刻な違反である。武力による一方的な現状変更の試みはヨーロッパにとどまらず、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがすもので、断じて許されない暴挙である。核兵器の使用を示唆して国際社会を威嚇することは、決して容認できるものではない。

大和市議会はロシアに対し厳重に抗議するとともに、国際法の遵守と、ロシア軍をはじめとする侵攻部隊のウクライナ領内からの即時かつ完全な撤収を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月15日

大和市議会